

扶養控除の条件・控除額 早見表 & 申告方法ガイド



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年7月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

扶養控除とは？

～制度概要と5つの条件～

扶養控除は、**納税者に所得税法上の控除対象扶養親族がいる場合に、一定額の所得控除が受けられる制度**です。
扶養親族に該当するには、その年の12月31日時点で、以下のすべての条件を満たす必要があります。

1. 対象者: 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）であること
2. 年齢: 16歳以上であること
3. 生計: 納税者と生計を一つにしていること（同居は必須ではなく、仕送り等も含まれます）
4. 所得: 年間の合計所得金額が62万円以下であること
5. その他: 青色申告者の事業専従者として、その年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと

扶養控除の所得要件について

扶養親族に該当するための所得要件は「**合計所得金額が62万円以下**」です。
これは、給与収入や年金収入に換算すると、以下の金額が目安となります。

【パート・アルバイト】

給与収入のみの場合、**年収136万円以下**（給与所得控除74万円を引くと所得62万円）であれば扶養に入れます。

【年金受給者】

公的年金等控除額が関わるため、年齢によって基準額が異なります。

- 65歳未満: 年金収入**122万円以下**
- 65歳以上: 年金収入**172万円以下**

【早見表】扶養親族の区分と控除額

扶養控除の額は、扶養親族の年齢や同居の有無によって変わります。

区分	年齢要件	控除額（所得税）
一般の扶養親族	16歳以上	38万円
特定扶養親族	19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養親族	70歳以上（同居老親等以外）	48万円
老人扶養親族	70歳以上（同居老親等）	58万円

扶養控除の申告方法

扶養控除を受けるためには、所定の申告手続きが必要です。

会社員・公務員の方

年末調整の際に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を勤務先に提出します。

個人事業主・自営業の方

確定申告の際に、確定申告書の「扶養控除」の欄に必要事項を記載して申告します。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。